

総行管第45号
平成31年1月25日

文部科学省総合教育政策局長
清水 明 様

文部科学省初等中等教育局長
永山 賀久 様

文部科学省高等教育局長
伯井 美徳 様

総務省自治行政局選挙部長
大泉 淳一

住民票の異動及び投票方法に関する周知啓発について（依頼）

選挙で投票するためには、選挙権を有しているだけでなく、選挙人名簿に登録されていることが必要であり、当該選挙人名簿は、住民基本台帳の情報を基に作成されます。

住民基本台帳は、選挙人名簿のほか様々な行政サービスの基礎となる重要な情報でありますので、進学や就職等に伴う引っ越しにより住所移転した場合には、正確な住民票異動の届出を行う必要があります、現実に居住される住所地で投票するためにも、その必要性について、十分に周知を図る必要があります。

また、住民票を移して3カ月を経過しない間における選挙（地方選挙では、当該選挙が行われる区域内で住所移転した場合に限る。）においては、旧住所地に3カ月以上居住していた場合に、当該旧住所地で投票することができますので、その投票方法として不在者投票が活用できることについて、周知を図る必要があります。

なお、「主権者教育の推進に関する有識者会議とりまとめ」（平成29年3月）においても、大学生等が住民票異動の手続きを行っておらず、現在住んでいる住所地で投票できなかったという実態を踏まえ、制度の意義や必要性について、学生、保護者ともに、十分に理解してもらうことが重要である旨の指摘がなされたところです。

特に、本年夏には参議院議員通常選挙が予定されていることから、貴職所管の教育機関におきましては、高等学校等における卒業時や大学等における入学時のオリエンテーション等の機会を通じ、住民票異動の必要性及び不在者投票制度について、周知用資料も活用しつつ、生徒・学生等に対して周知いただくとともに、保護者の方に対しても可能な限り周知いただきますよう、ご協力お願い申し上げます。

【連絡先】

総務省自治行政局選挙部管理課
担当 内山
電話 03-5253-5574

新生活はじまる

引越 × 住民票 × 選挙



進学や就職などで引っ越しされた方は、
原則、**現在住んでいる寮・アパート等が住所地**になります。

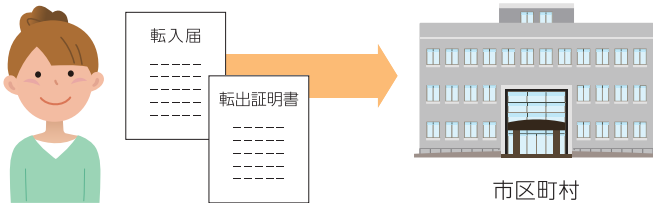
住所の異動がある方は、住民基本台帳法に基づき、転出・転入の手続きをする必要があります。上下水道やゴミ処理、道路・公園の整備などの役割は、住んでいる市区町村が担っています。住民票は、こうした行政サービスや**選挙人名簿**への**登録**などにつながる大切な情報ですので、忘れずに手続きをしましょう。

転出・転入の手続きは簡単です！

引っ越し前 ▶ **転出届**を提出し、**転出証明書**を受け取る



引っ越し後 ▶ 転出証明書を添えて、**転入届**を提出する



※転入届は、転入した日から**14日以内**に提出して下さい。

※マイナンバーの「**通知カード**」や「**マイナンバーカード**」の記載事項の変更が必要ですので、これらのカードもお持ち下さい。

※「**マイナンバーカード**」を持っている方は、引っ越し前の市区町村に郵送で転出届を提出することで、引っ越し後の市区町村にのみ向うて転入手続きが可能です。

※正当な理由がなく住民票の異動の届出をしない場合、**5万円以下の過料**に処されることがあります。



引っ越したら、どこで投票できるの？

A 新住所地に引っ越してから3カ月経過していれば、
新住所地で投票できますが、住民票を移す必要があります！

※引っ越しをした場合、転入した日から14日以内に新住所地の市区町村に届出をする必要があります。



引っ越して3カ月経たずに選挙があるとき、投票できないの？

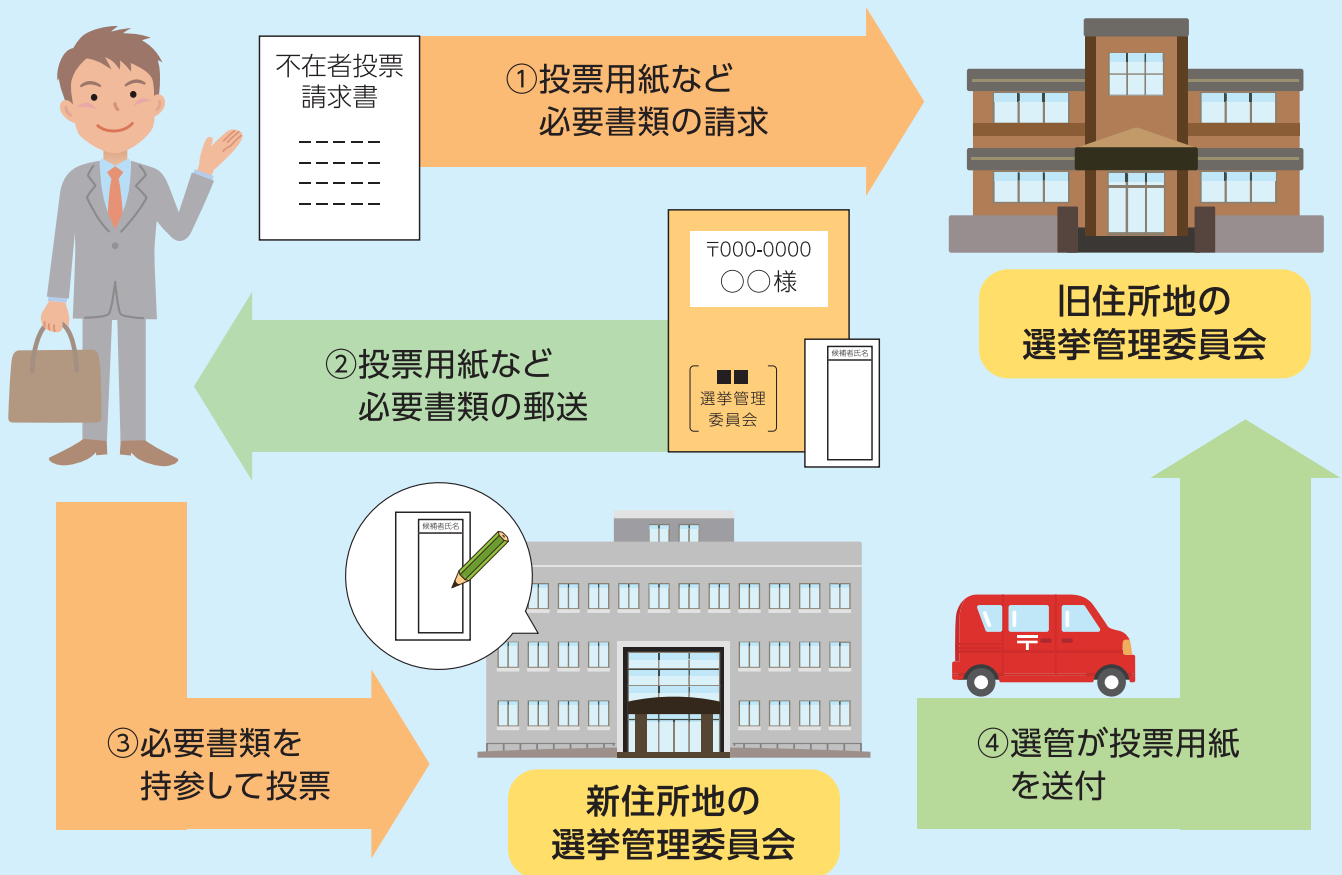
A 引っ越し前の住所地(旧住所地)に3カ月以上住んでいたのであれば、
旧住所地で投票できます！

※地方選挙では、当該選挙が行われる区域内で住所移転した場合に限られます。



旧住所地に行けない場合はどうしたらいいの？

A 『不在者投票制度』を活用できます！



※不在者投票は、仕事や旅行などで、選挙期間中、現住所地以外の市区町村に滞在している方も、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で行うことができます。

※投票用紙等の郵送に時間がかかる場合がありますので、お早めの手続きをお願いします。

詳細は
こちら



引っ越したら(住民票を移したら)、地元の成人式には出席できないの？

A ほとんどの市区町村で、地元の『成人式』に参加できます。

※成人式の案内状の送付先の変更など事前に手続きが必要な場合もあるので、詳しくは参加を希望する成人式を開催する市区町村にお問い合わせ下さい。

※詳しくは市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

主権者教育の推進に関する有識者会議とりまとめ（平成29年3月）（抜粋）

第1 主権者教育の取組と第24回参議院議員通常選挙

2. 主権者教育の取組と課題

(2) 18歳と19歳の投票率差

もう一つには、現在住んでいる住所地で投票できない環境であったことが挙げられる。親と一緒に住んでいない者のうち、大学生等の若者の多くが、住所を移しているにも関わらず、住民票の異動手続きを行っていない実態がある。これは、投票意欲に関連する点でもあるが、他の市区町村に転出した若者の多くに、生まれ育った地元への愛着や帰属意識があり、現在住んでいるところで水道やゴミ処分等の行政サービスを受けているとの意識が低いなど、地方公共団体との関わり合いが薄い傾向にあることが関係しているものと考えられる。この点について、地域住民としての自覚を持ち、社会参加意識を如何にして促していけるかが今後の課題となる。

さらに、住民票を移して3ヶ月未満の国政選挙においては、不在者投票制度を活用して旧住所地での投票が可能であるが、制度の認知度不足及び手続きが煩雑であると指摘する声もある。

第2 主権者教育の考えられる方向性

2. 発達段階に応じた取組の方向性

(3) 高校卒業後の有権者に対する取組

今回の参院選では、住民票の異動について注目されたところであるが、投票の問題のみならず、適切に住民票登録の手続きを行うことは地域住民としての前提である。まずは、第1.2(2)で述べたように、その意義や必要性について、学生、保護者ともに、十分に理解してもらうことが重要である。